第八条第一項第五号中「合併親法人株式（」を「合併親法人の株式（」に改め、同項第六号中「分割承継親法人株式（」を「分割承継親法人の株式（」に改め、同項第十号中「株式交換完全支配親法人株式（」を「株式交換完全支配親法人の株式（」に改める。

第十二条中「固定資産の意義」を「定義」に改め、「有価証券」の下に「、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する仮想通貨」を加える。

第十四条の十一第一項を削り、同条第二項中「第十条の三第一項」の下に「（課税所得の範囲の変更等）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「法第十条の三第一項に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に、「特定普通法人等を」を「普通法人又は協同組合等を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十八条第一項中「第二十条第一項」を「第二十条」に、「同項の納税地」を「同条に規定する納税地等（以下この条において「納税地等」という。）」に、「納税地及び異動後の納税地」を「納税地等及び異動後の納税地等」に改め、同条第二項を削る。

第二十三条第一項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第三項第六号中「分割承継親法人の株式」を「分割承継親法人の株式」に改める。

第二十四条の二第四項第二号中「第六十一条第一項」を「第六十一条第二項」に、「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「の益金又は損金算入」を削る。

第六十九条第一項第一号イ中「第四項第一号及び第十三項」を「以下この条」に改め、同条第三項第三号中「第十七項第一号ロ及び第十九項」を「第十九項第一号ロ及び第二十一項」に改め、同条第九項中「第十五項各号又は第十六項各号」を「第十六項各号又は第十七項各号」に改め、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「判定」の下に「及び同号イ(2)に規定する独立社外取締役、第十六項第三号イに規定する独立社外取締役等又は第十七項第二号イに規定する独立社外取締役等に該当するかどうかの判定」を加え、「第十五項各号又は第十六項各号」を「第十六項各号又は第十七項各号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項第一号ロ中「第十五項各号又は前項各号」を「第十六項各号又は第十七項各号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項第一号を次のように改める。

一　当該内国法人との間に完全支配関係がある法人（同族会社を除く。以下この号及び次号において「完全支配関係法人」という。）の報酬委員会の決定（次に掲げる要件の全てを満たす場合における当該決定に限る。）に従つてする当該内国法人の株主総会又は取締役会の決議による決定

イ　当該報酬委員会の委員の過半数が当該完全支配関係法人の独立社外取締役であること。

ロ　次に掲げる者（当該完全支配関係法人の業務執行役員を除く。）が当該報酬委員会の委員でないこと。

(1)　当該内国法人の業務執行役員

(2)　当該内国法人又は当該完全支配関係法人の業務執行役員に係る特殊関係者

ハ　当該報酬委員会の委員である当該完全支配関係法人の独立社外取締役の全員が当該報酬委員会の決定に係る決議に賛成していること。

第六十九条第十六項第二号中「、及び」を「、並びに」に改め、「外部の」を削り、「（その委員の過半数が当該内国法人又は当該完全支配関係法人の第九項各号に掲げる役員又は使用人となつたことがない者であるものに限る。）をいい、当該業務執行役員又は業務執行役員関連者がその委員となつているものを除く」を「をいう。以下この号において同じ」に、「決定に」を「決定（次に掲げる要件の全てを満たす場合における当該決定に限る。）に」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該報酬諮問委員会の委員の過半数が当該完全支配関係法人の独立社外取締役（当該完全支配関係法人の社外監査役である独立職務執行者を含む。ハにおいて「独立社外取締役等」という。）であること。

ロ　次に掲げる者（当該完全支配関係法人の業務執行役員を除く。）が当該報酬諮問委員会の委員でないこと。

(1)　当該内国法人の業務執行役員

(2)　当該内国法人又は当該完全支配関係法人の業務執行役員に係る特殊関係者

ハ　当該報酬諮問委員会の委員である当該完全支配関係法人の独立社外取締役等の全員が当該報酬諮問に対する当該報酬諮問委員会の意見に係る決議に賛成していること。

ニ　当該完全支配関係法人の取締役会の決議による決定に係る給与の支給を受ける業務執行役員がハの決議に参加していないこと。

第六十九条第十六項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　第十四項、第十六項第三号イ及び前項第二号イに規定する独立職務執行者とは、報酬委員会又は第十六項第三号若しくは前項第二号に規定する報酬諮問委員会を置く法人（以下この項において「設置法人」という。）の取締役又は監査役のうち、次に掲げる者のいずれにも該当しないものをいう。

一　法第三十四条第一項第三号イの算定方法についての第十六項各号又は前項各号に掲げる手続の終了の日の属する同条第一項第三号に規定する内国法人の会計期間開始の日の一年前の日から当該手続の終了の日までの期間内のいずれかの時において次に掲げる者に該当する者（ニに掲げる者に該当する者にあつては、同日において当該設置法人の監査役であるものに限る。）

イ　当該設置法人の主要な取引先である者又はその者の業務執行者（業務を執行する者として財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）

ロ　当該設置法人を主要な取引先とする者又はその者の業務執行者

ハ　当該設置法人と当該設置法人以外の法人との間に当該法人による支配関係がある場合の当該法人（以下この号において「親法人」という。）の業務執行者又は業務執行者以外の取締役

ニ　親法人の監査役

ホ　当該設置法人との間に支配関係がある法人（親法人及び当該設置法人による支配関係がある法人を除く。）の業務執行者

二　前号に規定する期間内のいずれかの時において次に掲げる者に該当する者の配偶者又は二親等以内の親族（ロ、ニ又はヘに掲げる者に該当する者の配偶者又は二親等以内の親族にあつては、同号に規定する終了の日において当該設置法人の監査役であるものに限る。）

イ　前号イからハまで又はホに掲げる者（業務執行者にあつては、財務省令で定めるものを除く。）

ロ　前号ニに掲げる者

ハ　当該設置法人の業務執行者（イに規定する財務省令で定めるものを除く。ホにおいて同じ。）

ニ　当該設置法人の業務執行者以外の取締役又は会計参与（会計参与が法人である場合には、その職務を行うべき社員。ヘにおいて同じ。）

ホ　当該設置法人による支配関係がある法人の業務執行者

ヘ　当該設置法人による支配関係がある法人の業務執行者以外の取締役又は会計参与

第六十九条第十五項第一号を次のように改める。

一　当該内国法人の会社法第四百四条第三項（指名委員会等の権限等）の報酬委員会（以下第十八項までにおいて「報酬委員会」という。）の決定であつて次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ　当該報酬委員会の委員の過半数が当該内国法人の独立社外取締役をいう。以下この項及び次項において同じ。）であること。

三号イ(2)に規定する独立社外取締役（法第三十四条第一項第